

入札監理小委員会  
第636回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第636回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和3年9月14日（火）16：13～17：41

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開会

### 2. 実施要項（案）の審議

○国立研究開発法人産業技術総合研究所の設備等維持管理業務

（国立研究開発法人産業技術総合研究所）

○（独）工業所有権情報・研修館の知財総合支援窓口運營業務

（（独）工業所有権情報・研修館）

### 3. 閉会

#### <出席者>

（委員）

古笛主査、石田副主査、辻副主査、石村専門委員、小松専門委員、清水専門委員

（国立研究開発法人産業技術総合研究所）

国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター つくば西事業所 業務部

加藤 業務部長

五十嵐 審議役

国立研究開発法人産業技術総合研究所 T I A推進センター

関 審議役

（（独）工業所有権情報・研修館）

（（独）工業所有権情報・研修館 地域支援部

高橋 部長

兵頭 部長代理

木村 主査

（事務局）

長瀬参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第636回入札監理小委員会を開催します。

初めに、国立研究開発法人産業技術総合研究所の設備等維持管理業務の実施要項（案）について、国立研究開発法人産業技術総合研究所つくばセンターつくば西事業所業務部、加藤業務部長より、御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○加藤業務部長 よろしくお願ひいたします。私、産業技術総合研究所西事業所業務部長の加藤でございます。よろしくお願ひいたします。本日は、当研究所のつくば西7棟、設備等維持管理業務における令和4年度以降の民間競争入札について、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

本件は、1者応札が継続しており、競争性の確保に課題があるとして、本年7月9日に閣議決定された公共サービス改革基本方針において、市場化テストの対象に選定された案件となります。本件は、審議対象となる令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間は市場化テストの第1期となります。

市場化テストを実施するに当たり、本業務の実施要項（案）の御審議をいただくこととなりますが、実施要項の詳細につきましては、当研究所西事業所業務部の五十嵐審議役から御説明を申し上げます。五十嵐審議役、よろしくお願ひします。

○五十嵐審議役 私は、今御紹介いただきました産総研西業務部審議役の五十嵐でございます。よろしくお願ひします。

早速ですが、本事業の概要について御説明を申し上げます。本件は、産業技術総合研究所つくば西の7A棟から西7F棟の6棟で構成される建物群の建築設備を良好に管理するとともに、適切な保全、点検、修繕を実施し、各設備機器の省エネルギー、省コストを考慮した運転管理を行うものということになっております。

対象となる施設は、世界最先端の半導体研究開発に使用されている施設となりますので、建物内に整備されている複数のクリーンルームは、年間を通して運用を停止することができません。要求される清浄度、温度、湿度などの研究環境を常に一定に保つとともに、各種エネルギー、ガス、薬液などを停止させない施設管理が重要となります。

引き続きまして、対象建物の概要の説明に移りたいと思います。対象となる建物の詳細につきましては、実施要項の198分の3ページ、中ほど②の対象施設の概要にそれぞれの建物の名称と床面積などの情報を記載しております。また、同じく実施要項198分の60ページ、これは別紙の仕様書、アとなりますが、ここにおいて当該建物群の配置と平

面図を記載しております。

実施要項で説明するのではなくて、それぞれの補足的な事項を、本日お手元に配付されているかと思いますが、資料A-3の設備等維持管理業務の概要、A4の横の一枚紙になりますが、これに基づいて概要について簡単に説明させていただきたいと思います。

この資料の左側に、建物ごとの業務内容として、西の7A棟から西の7F棟のそれぞれの建物で実施する維持管理業務の業務範囲をマトリックスで整理しております。縦軸に建物、横軸に業務範囲ということで業務の内容が書かれています。この中で特徴的なのは、7B棟内に整備されている研究用クリーンルームは、先ほど申し上げたように、研究環境を24時間通して遠隔監視を行った上で、清浄度、温度、湿度などを適切に維持する必要がありますので、その監視業務をこの表の④の7B棟クリーンルーム監視業務として業務範囲を分けて記載してございます。したがって、④につきましては、7B棟だけにおいて行われる業務ということで書かせていただいております。

その下の欄に、建物設備の概要として、それぞれの建物に配置されているクリーンルームと監視盤施設、純水製造装置などの代表的な設備をこの建物設備の概要に記載してございます。

同じ資料の右側の上の段に、建物の概要として、ここには各建物の面積とどのような目的で使われているかというようなことを用途ということで書かせていただいております。建物の7A棟と7B棟は、1つの建物として延べ床面積が2万1,147平米ということで計上されておりますが、この2つの建物は渡り廊下でつながっておりまして、建築基準法上では、1つの建物という扱いで管理がされています。ただ、研究所においては、管理する際にそれだと分かりづらいので、A棟とB棟というふうに分けて呼称を設けておりますが、実際は1つの建物ということで御理解いただければと思います。

その下に相関図としまして、建物の相関関係を記載しています。グレーで7A棟、グリーンの緑で7B棟、ブルーの青で7C棟というふうに建物の記号が書かれておりまして、それぞれの建物がこの建物群に対してどのような役割を果たしているのかということを経典な相関図にさせていただきます。

あと、ちょっと分かりにくいのですが、黄色い破線で書かれていますように、この建物群の集中管理の監視盤室は、西7A棟にございます。7A棟から各建物の遠方監視を行っているということで、今回の維持管理業務は、遠隔監視が全てにわたって7A棟から行われていることで、1つのくくりとして、維持管理業務の対象としてこの6棟を上げている

というところがございます。

今回の対象となる建物は全部で6棟。延べ床面積は3万6,401平米ということで、一般的な競技用のサッカーフィールドの面積に換算しますと、約5面分の面積を持っているということになります。

以上が建物の概要ということで説明させていただきました。

あと、事業期間、目的に関しましては、本日審議をいただきます実施要項（案）による事業の実施期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間ということになっております。これは、先ほど部長のほうからも御紹介がありましたように、市場化テストにおける第1期目ということになります。

事業の目的としましては、さきに御紹介申し上げました研究所の施設、設備等を適切に管理することを目的とするということで実施することにしております。

引き続きまして、市場化テストの実施に際しての取組、主に競争性確保の改善に関しての取組ということで、7点ほど御紹介したいと思います。

1つ目は、実施要項の198分の7ページに記載されていますが、実施期間に関する事項としまして、本業務の実施は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとするということで、複数年の契約を締結するという形で計画しております。今までは単年度ごとに契約を順次繰り返してきたという経緯がございますが、今回は市場化テストを実施するというので、事業の契約期間を2年間としました。これで、例えば受注を希望している事業者は、例えば人材確保のリスクの低減等が図られるというふうに考えておりますので、これによって競争性の拡大につながるのではないかと考えております。

あと、2番目としましては、最低価格の落札方式から総合評価方式へ変更しております。今回の市場化テストを導入するに当たりまして、事業者を決定する方法を最低価格落札方式から、実施要項の198分の11ページに記載してありますが、対象公共サービスを実施する者を決定するための評価基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項に記載したとおり、総合評価方式による方法に変更していると。

総合評価方式を採用するに当たりましては、除算方式を採用しております。除算方式は、評価点を入札価格で除した値を評価値と言いますが、これが高い者が落札者となる方式です。したがって、入札価格が低いほど評価値が累加的に大きくなる傾向がありますので、コスト削減への期待が大きいと考えて除算方式を採用しております。なお、除算方式であっても、加算点を大きく配点することで、提案内容による競争を促進することができ

ると考えております。

総合評価方式を採用することによって、技術力があれば、中小事業者でも提案内容の評価次第では落札できるチャンスが多いということから、技術力のある中小事業者の参加促進による競争性の拡大が期待できると考えております。

なお、評価を行う際は、本業務に関して利害関係を有しない外部有識者を含む評価委員会を研究所に設置して行うこととしております。

3点目としまして、ワーク・ライフ・バランスなどの推進に関する指標の取り入れということで、総合評価方式により加点配点する項目として、業務の実施体制、業務の質の確保、緊急時及び非常対応についての考え方、体制、それと業務を実施するに当たっての改善提案、その4項目に加えて、今回は実施要項の198分の12ページにも記載してありますように、女性の活躍推進に関する指標としまして、1項目設けております。

これについては、女性の活躍推進に向けた公共調達の補助金の活用に関する取組方針に基づきまして、女性活躍推進法による、えるぼしの認定企業、次世代育成支援対策推進法による、くるみん認定の企業及び青少年の雇用促進などに関する法律によるユースエール認定企業、この認定を受けている事業者に対しては、ワーク・ライフ・バランスを推進している企業ということで、認定を受けている区分に応じて10点から50点の加点を行うというふうに考えております。配点の割合につきましては、当研究所の総合評価方式による一般競争入札マニュアルに基づいて、技術点の5%という値で設定をさせていただいております。

続きまして、4点目としまして、グループでの入札参加ということで、実施要項の198分の7ページの中ほどの(5)入札参加グループでの入札についてというところで記載してありますように、本実施要項に定める業務の全てを単独1者で遂行できない場合には、業務の全てを共同で遂行することにより、グループを結成した上で入札に参加することを可能としています。いわゆるJVによる入札参加も可能というふうに考えております。

あと、5ポツ目につきましては、業務責任者の資格緩和ということで、事業者を求める資格の緩和をしているということで御紹介させていただきます。今回業務の実施に当たっては、責任者に求める資格の見直しを行っており、具体的には実施要項の198分の57ページの業務実施責任者の要件というところで、従来は業務責任者に求められる資格として、建築保全業務積算要領で定める保全技師Iの資格を有する者としていましたが、今回の導

入に際して、類似業務を実施している事業者に対して資格要件に関するヒアリングを実施したところ、保全技師Ⅰの資格を有する者と限定した場合は、責任者を確保することができない、しかし、保全技師Ⅱであれば適任者を配置できるというような回答を得たところではあります。研究所において、資格要件を改めて検討しましたところ、保全技師Ⅱの有資格者でも責任者の配置が可能であるというふうに判断しまして、今回業務責任者に求められる資格を、保全技師Ⅰまたは保全技師Ⅱの技能・実務経験を有する者から選任することとしたところです。業務実施責任者の資格要件を緩和することによって、競争性の確保につながるのではないかと期待しております。

続きまして、6点目としましては、入札説明会、現場説明会の実施ということで、これも実施要項の198分の8ページに、4ポツの入札に参加する者の募集に関する事項、(1)入札実施手続スケジュール表の②、③に示したとおり、令和3年12月中旬頃をめどに参加予定者を対象として、従来どおり入札説明会を開催する予定ということです。

また、入札説明会とは別に、実際に維持管理業務を行う建物の施設を案内する形での現場説明会の開催を新たに予定しております。入札参加を検討している事業者に対して、現場を踏まえた具体的な情報を提供することができることから、事業者においての積算価格の正確性、それと、そういった機会を設けることによって、複数の参加の応札が期待できるので、競争性の確保につながることを期待しております。

最後、7点目としましては、取引事業者への声かけの実施ということで、従来から競争入札等を公告した場合は、入札参加要件を踏まえて、入札参加可能と思われる事業者に対して、調達担当者が個別に声かけを行うなどして、入札への参加依頼をしてきました。本件においても従来と同様に事業者に声かけを行って、競争性の確保に資する取組を継続することとします。ということで、以上7点の改善を行うと、継続の案件もあるのですが。

最後になりますが、今後予定されている契約の変更ということについて御説明させていただきます。今回の市場化テストの事業選定と前後しまして、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、NEDOのポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業において事業が採択されました中で、本建物の設備の一部を増強改修することとなりました。今後、建物内で増強改修工事を行う契約及び仕様の変更が予定されております。契約の変更については、実施要項198分の21ページ、⑬設備更新等の際における民間事業者への措置と実施要項198分の54ページ、対象建物等の増減の項目において、変更等が生じた場合は、双方が協議の上、契約変更ができる旨の記載は行ってい

るところです。

NEDO事業の実施のために行われる整備は、大きく分けて2つの部分から成っています。1つは前工程技術の研究開発と言われるもので、民間企業3社との共同研究を実施することに伴い、本建物群の西の7B棟の研究クリーンルーム内に、3次元構造ロジック半導体デバイスの試作共用パイロットラインの整備を行うもの。2つ目は、後工程技術の研究開発であり、本建物群の7F棟内に、共同研究先である台湾企業が、産総研及び国内企業の材料・プロセス技術を評価・検証するための研究開発用パイロットラインを整備するもの、この2つのプロジェクトが動いております。

これら2つのプロジェクトの実施に伴いまして、前工程技術の研究開発プロジェクトにおいては、西7B棟、西7C棟の装置群更新と、それに伴う窒素ガス供給等の用力増強工事が令和4年12月頃までに実施され、その完成を待って、設備等の維持管理業務の点検対象機器を追加変更する予定となっております。

西7B棟及びC棟の増強改修工事による変更される設備に関しましては、実施要項の198分の84から86ページ、これも仕様書の別紙のウとなりますが、管理対象設備表ということで、一部黒網かけの赤字部分がございますが、それが今回予定されている装置群となります。これらの赤項目が、今後変更契約が締結される予定でございます。

その次に、後工程技術の研究開発プロジェクトにおいては、西の7F棟に設置されているクリーンルームなどの増強改修工事が計画されています。増強されるクリーンルームの環境につきましては、実施要項の198分の151ページのクリーンルーム環境仕様という表で、最後に米印としまして、西7F棟クリーンルームの環境は、2022年度初旬をめどにクラス3へ変更する計画があるので留意することというような記載を行わせていただいております。

後工程プロジェクトの工事完成時期につきましては、共同研究先の台湾企業と協議を行うこととなっておりますが、現在のところ完成時期は未定です。予定では、令和4年度初旬とされています。

同じように、西7F棟の増強改修工事等による変更される設備に関しては、実施要項の198分の94から98ページの間、やはり同じように赤字で記載がされております。これらが、今後機能追加等による変更契約を予定している部分ということになります。

それに伴って、7F棟内の増強改修工事により変更される部分、今御紹介しましたが、これにつきましては、主に共同研究先の台湾企業が整備する施設類であって、パブリック

コメントなどによって広く公表してよいかについての確認は今できておりません。例えば、研究内容が第三者に類推されるおそれがあるなどの理由により、非公表扱いとされる可能性もございますので、現時点では、これらの仕様は非表記公表とした上で、今後、入札参加予定者に対しては、後日入札説明会の場で個別に開示するようなことで予定しております。

以上、長くなりましたが、競争性の確保につながる改善策等に関する取組を主に説明させていただきました。御紹介した取組内容での競争性の確保は可能であるかどうか、また、民間事業者が、この事業実施要項と仕様書の内容によって業務内容や業務量の把握ができる内容となっているか、さらに、西7F棟の設備の仕様変更の内容が確定した場合には、改めて小委員会での審議が必要となるか等について御審議をいただきたくお願い申し上げます。

私からの実施要項の説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項（案）の説明について、御意見、御質問のある委員の方は、御発言をお願いします。辻委員、お願いします。

○辻副主査 御説明、どうもありがとうございました。辻でございます。

いただいた資料のうちの参考資料でございます。これの裏面を拝見すると、2020年の段階で現行事業者含めて4者にヒアリングしたところ、いずれも、いろいろ理由があって入札が困難であるという回答を得たところのようでございます。その上で表面に戻っていただきますと、2021年に何社かヒアリングをしていただいております、こういう要件をこのように要件を変えてもらえると入札できそうであるという意見が出ているところであって、かつ、実施要項もそのように変更されているようでございますけれども、結局のところ、過去お声がけした業者たちというのは、現状の今の実施要項の案を見た上で、入札ができるという意見は今おっしゃっているのでしょうか、いかがでしょうか。

○五十嵐審議役 五十嵐のほうから回答いたします。

現在の実施要項（案）につきましては、類似業者等にはまだ公表はしておりません。したがって、この内容で入札参加が可能かどうかについての意見のヒアリングはまだ行っていないところです。

○辻副主査 なるほど、分かりました。

もう一点だけなのですが、また参考資料の表面でございます。ヒアリング内容の詳細

を拝見すると、例えば1つ目の日付、7月22日と書いてあるほうの枠を拝見すると、ヒアリング項目を見ると、業務実施責任者等の要件について対応可能かという質問があって、まさに産総研側はこの質問だけなされたのか、それとも広く今までの実施要項の中で何か困るところはないですかという包括的に広い質問をなされたのか、それともこういうピンポイントで狭い質問だけなされたのか、いずれでしょうか。

○五十嵐審議役 五十嵐のほうからお答えさせていただきます。

本件につきましては、私のほうで詳しくは確認していませんが、少なくとも業務実施責任者の要件について確認を行ったというふうに聞いております。したがって、その次の項目の維持管理業務は24時間365日体制となるが人員を確保できるかということについては、人員は確保可能であるというような意見をいただいたというふうに理解しております。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 ほかに何かございますか。小松委員。すみません、その後に石村委員、お願いします。

○小松専門委員 小松です。

内容を拝見すると、かなり高度な実験設備の維持管理という印象を受けるのですけれども、クリーンルームの管理というのは通常のビルではない設備なので、これに関して技術的な制約というか、普通の業者ではなかなかやりにくいようなところがあるのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

○五十嵐審議役 五十嵐が回答させていただきます。

ここの7B棟に実装されているクリーンルームにつきましては、それぞれのクリーンルームが3,000平米、それと1,500平米、そのほかに500平米という3つのクリーンルームがございます。3,000平米と1,500平米につきましては、クラス3というレベルのすごく高い精度のものということで、その温度、湿度、清浄度を管理するためには、相当の専門的なノウハウ等が必要になるかと思われまます。通常の実験規模の例えば100平米程度のクリーンルームであれば、特別にそこだけをモニタリングするようなことは必要ないとは考えておりますが、これだけの規模のクリーンルームをやるとなると、やっぱりそれなりの専用の監視施設を7B棟に装備した上で、24時間体制でモニタリングを行っているということになりますので、かなり高度な体制で維持管理業務に当たる必要があるかと考えております。

以上です。

○事務局 小松委員。

○小松専門委員 そうだとすると、かなりやれる人たちというのは限られるのかなという気がします。通常の空調設備とかそういうものを扱っている人たちが、クリーンルームみたいな高度なものを責任持ってやれと言われたときに、やっぱり気後れするのではないかという気はするのですけれども、その辺りは、専門の業者というのがあるとしたら、これはなかなか一般の業者は参加しにくいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○五十嵐審議役 委員のおっしゃるとおりでございます。多分そこがボトルネックとなつて、1者応札ということが今まで継続的に繰り返されてきたのではないかというふうなことは要因として考えられます。

そこについては、最低価格落札方式でずっときましたので、総合評価方式を取り入れることによって、もっと別の提案があるのかなというところに期待したいと思っています。したがって、総合評価方式ということで金額と技術面の評価をすることによって、もう少し違う解決策が見えてくることも期待しております。

○小松専門委員 別の経験のある業者が参入してくれるのではないかという、そういうことで期待されているということによろしいですか。

○五十嵐審議役 率直に言いますとそういうことになります。

○小松専門委員 ありがとうございました。

○事務局 石村委員、お願いします。

○石村専門委員 NEDO事業のための整備ということで、アの（イ）で、後工程技術の研究開発というので、本建物群の一部（7F棟）内ということで、現事業者が国内企業の材料・プロセス技術の評価・検証するパイロットラインを整備と書いてあるのです。その次に、ヒアリング資料で、業務責任者の要件について対応可能かという形で、保全技師Iを確保できないと、2であれば適任者がいるのでというふうに書いてあるのですが、あともう一つ、先ほどのおっしゃったA-3の資料で、3,000平米と1,500平米のクリーンルームについては、クラス3レベルの相当専門のノウハウが必要と言われると、これ、現業の管理会社がつくっているものが納品されていて、圧倒的に納品した会社が今管理業者になっているというようなことはないのですか。

○五十嵐審議役

今の御質問にお答えする形ということで、まず、7F棟は後工程のプロジェクトで、今

7F棟にクリーンルームは一応実装されているのですが、まだ本格的な稼働はしていない状況です。それを今後、その空間を利用して、そんな高度なクリーンルームではないのですが、クラス8相当のクリーンルームを実装していくというような計画で今動いております。

したがって、既存のクリーンルームを扱っている業者、メーカーのほうじゃないとその管理ができないのではないかと御懸念がありますが、今現在真っさらな状態に近いものですから、それについては、クリーンルームのスペックが確定して、工事が伴ってというところで、また別の開示の仕方というのがあると思いますので、それに応じて施工業者も拾えるのかなというふうには考えております。7F棟のクリーンルームにつきましては、そんなに精度が高いものではないということをお理解いただければと思っております。

○石村専門委員 もう一つ、では確認なのですが、今のお話とヒアリング資料やなにかを見ると、相当専門、いや、規模がまずでかいということで、参入できる会社というのはかなり限られてくるだろうなど。さらに、その中でさっき言ったクリーンルーム等やなにかがあると、相当さらに、納品業者じゃないと圧倒的に不利じゃないか。つまり、現業の会社以外じゃないとなかなかかなり難しいのではないかと。

そう思うことは、もう一遍確認してもらいたいのは、つまり、参入できる可能性がある会社に確認していただきたいのは、今のビル管理において、要は、どうもここが参入障壁になっているというか、そういうものは本当はないのですかと。もしあるのなら、それを切り分けて入札にかけるといことは本当にできないものかどうか。逆に、この説明資料と先ほどの御説明によると、もしそういうものがあるのなら、要はJVを組んで、それができる会社を引き込んで参入すればいいのではないかとこのように考えていらっしゃるのかなと思ったので。そうすると、さらに、JVを組んでやるというのは、いや、参入してくるのだから事業者がやるべきことで、自分たちがやるべきことじゃないよねという考えでいると、結構、かなりまた1者入札になる可能性が高いのではないかなと。むしろ、最初の段階で、ちゃんと参入できそうな、それこそ限られているのではないかとこのように思うので、その限られた会社から、どこが参入障壁としてなるのかどうか。もしそれだったら、そこを区切れないのかというのをちゃんと検討していただいたほうがいいのではないかなという、過去の経験ですけど、と思ったのです。それはどういうふうに思われていますか。

一言で言えば、要はJVを組めばいいのではないかと事業者側のほうに投げるのではな

くて、最初の段階でこれはちょっと区切ってあげないと、なかなか一般的には難しいよねというのを、最初の仕様書を作る段階で検討して区切ってあげられないかということなのですけど。

○五十嵐審議役 五十嵐のほうから。

今の御質問ですが、参入障壁というか、実際に類似業務を行っている事業者に、そういった点をヒアリングというか、聞いたことがございます。その中の要因でなぜ参加できないかということ、その引継ぎ期間が短いというふうに回答をいただいています。ハード的に特殊だというわけではなくて、こちらの体制的に、どうしても契約期間が年度後半に行っちゃいますと、調達手続期間ですね、契約してからの実施までの引継ぎ期間がそう長く確保できない、そこにすごく新たに参入する業者はリスクとして捉えているという、私のほうではそういう感じを持ちました。

ただ、今回も市場化テストを導入するに当たって、引継ぎ期間が長く取れないということで、確かに委員のおっしゃっているように、またこれで1者になるのではないかという危惧は相当感じております。でも、いろんな取組を変えたというところで、また、さらにヒアリング等を継続して行っていくことによって、少しは変わってくるのではないかなというふうに期待しております。

ただし、先ほど申し上げました引継ぎ期間に関しても、仮に今回競争性が確保できなくて1者応札となった場合であっても、その次の市場化テストの際は、この実施要項も最初の作り込みとか、そういうところをかなり短縮することが可能と考えますので、その分をなるべく前倒しにして、引継ぎ期間の確保というところに充てていきたいというふうには考えております。

以上です。

○石村専門委員 今のお話だと、ある程度のレベルの会社なのだから人材はいるはずだと、だから、技術的な問題というよりも引継ぎ期間を考慮に入れば大丈夫だと考えているということなのですよ。

○五十嵐審議役 多分、考えているのは、引継ぎ期間だけではなくて、そのほかの要因も確かにあるかと思いますが、今は、ヒアリング等を行った結果は、そこに問題があるというふうな認識で進めております。

○石村専門委員 もちろん、やってみないことには分からないのですが、もし、また1者という話になったら、今言った、素人ながら、自分のような素人だからこそ思うのですけ

ど、かなり高レベルの技術を要しないとイケないような管理のところがあるのだったら、区分けしてもらいたいなと私やなんかは思うので、そういうことも今度ヒアリングするときには、ぜひともヒアリング項目として入れておいていただけないですか。もちろん、2者以上の複数入札があれば、私の素人ながらの杞憂にすぎなかったということで、それはそれでよかったなという話になるのだが、もし、また1者という話になったら、そういうことも御検討いただけないでしょうか。

○五十嵐審議役 はい、分かりました。貴重な御意見ありがとうございます。そのような方向で検討を進めさせていただきたいと思います。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○事務局 小松委員、お願いします。

○小松専門委員 今の点に関連して伺っておきたいのですが、クリーンルームの機器類のメンテナンスというのは当然必要だと思うのですが、これはメーカー側がやるのか、それとも管理をする業者がやるのか、その辺の分担というのはどうなっているのでしょうか。

○五十嵐審議役 クリーンルーム内に実装されています研究装置と言われるものにつきましては、この維持管理業務の対象範囲ではございません。それについては納入業者等が、不具合等がありましたら、その都度メーカーのほうで対応していただくようなことで今現在動いております。今回の維持管理業務の対象となるのは、クリーンルームの清浄度を保つための空調機械、あと熱源機械、そういったものが今回の維持管理業務の対象として考えております。

このような答えでよろしいでしょうか。

○小松専門委員 ありがとうございます。ただ、その辺りの仕分が分かりにくいという感じもちょっとします。クリーンルームというのは部屋が1つの装置ですから、そこに繋がっている空調機器、熱源機器もその一部だと言えば一部になってしまうので、どこで切り分けて専門性の区分とするのかというのは、ちょっと分かりにくいのかなという気はします。そこら辺、業者のほうによく分かるように、メーカーとの責任範囲の明文化みたいなことも触れていただいたほうがいいのかもかもしれません。クリーンルーム全体を面倒見ろと言われてたら、多分分かっている人は、本当に手が出せないなと思う気がするのですが。

○五十嵐審議役 承知しました。今、この3人ではその辺のどこで切り分けるかとか、そういうことが不正確な情報しか持ち合わせていませんので、それにつきましては、研究

現場のほうに確認しまして、そういった切り分け、実験装置はいいよ、その周りのユーティリティーだけを面倒見てねというような世界をどうやって切り分けることができるかについては、研究現場のほうの責任者と調整をした上で検証させていただきたいと思います。

○小松専門委員 よろしく申し上げます。

○事務局 辻委員が先に手を挙げられましたか。大丈夫ですか。辻委員、先にすみません、申し上げます。

○辻副主査 辻でございます。

今の議論に関わるのですけれども、資料Aの実施要項の198分の85でございます。7C棟の管理対象設備表でございます。これを見ていくと、真ん中から下のほうに水処理設備と書いてあって、5-2、一次純水、5-3、超純水設備と書いてあって、恐らく超純水をつくるのは多分通常のカテゴリーではないのではないかなと思います。

さらにおめぐりいただいて、198分の86でございます。これの真ん中ぐらいのちょっと上の5-7に、フッ酸処理設備とございます。多分これはいわゆるフッ化水素酸じゃないのかなと考えるのですが、多分これは僕の知識ではかなりの劇物というか、猛毒というか、かなり取扱いが危険なものだと考えるところなのですけれども、この辺り、今の超純水をつくること、さらにフッ化水素酸の処理設備を扱うというのは、どのぐらい、フッ酸業種とかこういうのを扱える業種があるとか、それとも、やっぱりこういう特にフッ化水素酸の処理設備というのは極めて特殊な技術で、ごく一部の業者しか扱えないのか、この辺りいかがでしょうか。

○五十嵐審議役 現状では、薬液を注入した以降は自動化処理で処理されているということなので、そんなに危険であるということはないと思います。ただ、薬液を注入する、入れるのはサプライヤーのほうに委ねていますので、それについては、今回のうちのほうの維持管理業務の範疇ではないという理解です。

○辻副主査 なるほど。ですと、同じく198分の25でございます評価項目一覧です。真ん中からやや下の2番目、緊急時の対応についてという項目がございまして、幾つか細分化されておりまして、まず(11)具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているかともろもろ書いてございます。そうすると、新規参入業者としては、今みたいなおっしゃっていただいたような情報がないと、具体的なケースが想定できなくて、その結果、ここの採点項目に書かれているものについて、高得点を目指すような答案が書けないのではないかと思いますので、この辺り、新規参入業者が具体的にどのような

業務を行うのか、もうちょっと書いていただいたほうが、採点項目に照らして、新規参入業者がより高得点を取れるのかなと思うのですが、この辺りいかがでしょうか。

○五十嵐審議役 五十嵐のほうから。

それにつきましては、実施要項等にはそういった具体的な内容の記載はされていないのですが、先ほど紹介させていただきました現場説明会を開催しますので、その際に、そういった危険性とかについては、応札希望者に対して現場で説明するようなことで対応できるのかなというふうに考えております。

○辻副主査 それは現場で、口頭でしょうか、それとも書面でいただけるのでしょうか。

○五十嵐審議役 今後の作り込みにもよるのですが、できれば書面を用意した上で、そういったものの一覧整理をすとか、そういった方法も考えられるとっております。

○辻副主査 細かい情報に関しては、別途そういう場所において告知していただけるということは、どこか実施要項には分かりやすく書いてあるのでしょうか。

○五十嵐審議役 実施要項上は、現場説明会を開催するとは書いてあるのですが、そういった細かい内容でどういったことをやるかということは、実施要項には記載されていないと思います。

○辻副主査 なるほど。ですと、できれば今の部分もその辺がポイントであって、現場説明会に行けば、その辺りの具体的な情報が開示されるのだなと分かる程度に、できれば書き込んでいただければと思いました。

以上です。

○五十嵐審議役 承知しました。それは記載する方向で作業いたしますので、よろしくお願ひします。

○辻副主査 ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。石田委員、何かございますか。

○石田副主査 198分の57ページに、業務実施責任者等の要件というふうに載っていて、一番上のところですが、3,000平米の半導体製造に使用するクリーンルーム、クラス3と同等以上の施設維持管理業務経験を1年以上有することとあるのですが、この要件を満たす業者というのは、かなりいるのですか。現状。

○五十嵐審議役 今、仕様書を作成しています担当の者に確認させていただいたのですが、現在の維持管理業務を行っている業者は、相当の実績を有している者を確保しているということ。そのほかにヒアリングを行ったところ、3者程度はこの実績を有している作

業責任者を配置できるというような回答を得ているということです。

○石田副主査 分かりました。そうすると、これがそれほど、この要件が阻害の要件にはならない。ただ、3,000平米というのを少し落としていくと広がるのですか。

○五十嵐審議役 どうでしょうか。間違いなく広がるかとは思いますが、現在、産総研のクリーンルームがトータルで4,000平米ございますので、これをあまり下げていくのもどうかというふうには考えております。ただ、これも事業者のほうにヒアリングをした上で拡大できるか、要するにどの辺まで下げたら拡大できるでしょうかねというようなニュアンスでヒアリングをさせていただいて、その結果を書き留めておきたいと思います。

○石田副主査 御検討よろしく申し上げます。

それと、198分の5のサービスの質の設定のところで、平常時、表1で5行目なのですけど、環境への配慮で、本業務遂行による温室効果ガスの削減を実施することと書いてあるのですけど、実施することで質が担保されていたかどうか、実施したか実施しないかじゃなくて、何か具体的な数値の目標というのを書くことというのは不可能なのでしょうか。

○五十嵐審議役 これにつきましても、こちらのほうで文章を見直しまして、客観的な評価ができるような数値が採用できるのであれば、そういった数値を採用するなどして、改善をしてみたいと思います。

○石田副主査 よろしく申し上げます。

○事務局 ほかに何かございますか。辻委員、お願いします。

○辻副主査 すみません、これで最後にいたします。実施要項の198分の53でございます。ローマ数字IVのその他で、機密保持という部分がございます。それから、その上にも服装等と書いてあって、従事者は、身分証明書を常時携帯すると書いてございますので、恐らく受託事業者、職員が今回の施設のあちこちに行かれるのではないのかなと思料いたします。そうすると、多分、業務の実施に伴って、いろんな一般では見られないような情報を得られたりするのかなと思うのですが、今回の施設というのは恐らく最先端の研究をしていて、恐らく日本の国益にもかなり関わるのかなと思料いたします。そうすると、どれぐらい最先端でかつ秘密にするべきか、それから、例えばテロから守るべきか、いろいろ度合いがあると思うのですけれども、もしもこの施設において、極めて国益に直結するような重要な研究がなされていて漏れると大変とか、それからテロの対象にもなるとかという御心配、御懸念がもしあるのであれば、それに応じてこちらの機密保持の部分とか、

それから従事する職員をどのような方を雇うかとか、その辺りももし御関心があるのであれば、採点基準にはその辺りの項目がなかったように思っておりますので、御検討いただければと思いましたが、この辺りいかがでしょうか。

○五十嵐審議役 まず、当所のクリーンルームで扱っている研究内容がどれだけの機密保持をしなければいけないものなのかということについては確認していませんでした。一般的に、これは標準例とかをなぞって作成させていただきましたので、そういったところに特化しての作り込みをしていませんので、これの機密保持につきましては、先ほど申し上げましたように、現場のほうでどの程度のレベルを要するのかということを確認した上で、実施要項の修正等を行いたいと考えております。

○辻副主査 ありがとうございます。特に先ほど海外の信頼できる企業と組んだりするかという話も伺いましたので、機密の漏えいとか、それからテロの対象になる可能性もございますので、十分御検討いただければと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○事務局 小松委員、お願いします。

○小松専門委員 今の件ですけれども、以前、産総研にお邪魔したことがあっていろいろお話を伺っているのですけれども、かなりセキュリティーゾーンの設定なんかはきちんとされていると思うのです。ですから、それが伝わればいいのかと思うので、ここに書き込むのか、どうするのかは分かりませんが、産総研のルールが多分あるはずなので、そこを周知していただければいいのかと思うのです。

それと、例えば特定の国の人は雇っちゃいけないとか、そういうことが書けるのかどうか私は分からないのですけれども、スパイの危険性みたいなことを考えられるのであれば、それはむしろ産総研全体の話としてお考えいただくことになるかと思うので、ここでそこまで書き込めるかどうかというのは私よく分からないところなのですが、その辺は上層部の方と打合せしていただいて、適切に処理していただければいいのではないかと思います。

以上です。

○五十嵐審議役 承知しました。ありがとうございます。

○事務局 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から確認すべきことはございますか。

○事務局 様々な御指摘ありがとうございました。

まず、クリーンルームを中心とした専門的な技術が必要である点、規模が大きい点、そ

の点から参入ができそうなところにヒアリングをして、障壁となる点を切り分けるべきではないかといった御指摘をいただきました。

それから、同じ方向で、クリーンルームについて、空調、熱源、装置、どこまでが対象でどこからが対象外になるのか、その辺りも切り分けが必要ではないかという御指摘もいただきました。この点につきましては、非常に極めて技術的な部分もございますので、今回の実施要項につきましてはこの記載で進めさせていただき、次回の実施要項、第2期があればというところですが、まさに1者応札等で第2期に入った場合には、その点をしっかりと切り分けを検討するという形で進めさせていただければと思います。

○五十嵐審議役 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 それから、辻委員からも、採点基準のところ、緊急時をもう少し細かく対応を書くというところについて、産総研のほうから書き込む方向でという話もありましたが、これはすぐに検討ができる内容でしょうか。時間がかかるということであれば、先ほどと同じように。

○五十嵐審議役 時間は要するかと思います。

○事務局 同じく、温室効果ガスについて、定量的な数字、客観的な数値を採用できるようであればという点もありましたが、これも検討に時間がかかる内容でしょうか。

○五十嵐審議役 これにつきましては、研究サイドのほうとお話をさせていただいて、こういう指摘が出たのですが、どういった方法がありますかということをも確認したいと思います。その結果をもって事務局のほうに、すぐには対応できない、すぐできるというような御回答をさせていただくことでよろしいでしょうか。

○事務局 承知しました。

それから、最後のセキュリティーゾーンにつきましても、同じく検討には時間がかかる内容かと拝察しましたが。

○五十嵐審議役 セキュリティーゾーンにつきましても、やはり同じように規模が大きくなりますので、すぐには簡単には書き込むことができないのかなと思っております。できれば、次回以降の実施要項でその点を盛り込んだ上で作成するような方向でお願いしたいと思います。

○事務局 では、今指摘したそれぞれの点について、特に今回の実施要項（案）の中で対応ができる可能性があるものについては、まず早急に検討いただき、なかなか難しいようであれば、その旨の回答を、すぐに実施要項（案）を修正できるようであれば、その旨を

こちらに御連絡いただき、事務局を通じて委員の方に御報告、御確認いただくという、そういう形で委員の方々、よろしいでしょうか。

○事務局 古笛主査、お願いします。

○古笛主査 今、事務局からそういった御意見がでたのですが、私としては、これで直ちに了承するという事は難しいと思っています。時間がないのは重々承知しておりますけれども、やはり初回ということですので、今これでは難しいと、みんなそう思っているにもかかわらず、このまま2年後にお願いしますということはとてもとても言えませんので、再審議をするかどうかはともかく、至急、いろいろ御意見が出たところにつきましては、条項の改正、修正を御検討いただきたいと思います。それについて事務局のほうに御報告いただいて、それで、前に手続を進めることができるか、やはりこれでは難しくて再審議をお願いするかもしれないという形です。引継ぎの時間が足りないからということは御意見が出ていましたが、できるだけ支障のないような形にはさせていただきますけれども、このままという形ではないようお願いしたいと思います。

○事務局 承知いたしました。

○事務局 産総研、検討結果を早急に出して、事業担当者へ送って、調整してください。

○五十嵐審議役 承知しました。

○事務局 それでは、時間となりましたので、古笛主査、取りまとめをお願いします。

○古笛主査 今、ほとんどお話しさせていただいたのですが、本実施要項（案）につきましては、国立研究開発法人産業技術総合研究所におかれまして、引き続き御検討をいただき、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して各委員が確認した後に、手続を進めるようお願いいたします。

なお、委員の方々におかれましては、さらなる御質問とか確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(国立研究開発法人産業技術総合研究所退室)

(独立行政法人工業所有権情報・研修館入室)

○事務局 次に、独立行政法人工業所有権情報・研修館の知財総合支援窓口運営業務の実

施要項（案）について、独立行政法人工業所有権情報・研修館地域支援部、高橋部長より御説明をお願いいたします。説明は15分程度でお願いします。

○高橋部長 それでは、御紹介いただきましたI N P I T、工業所有権情報・研修館の地域支援部長の高橋でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。知財総合支援窓口運営業務の仕様書につきましてご説明させていただきます。

資料につきましては、資料B-2というのが入札に今回かける資料で、そのほか、概要として資料B-3を御用意させていただきましたので、この2つに基づきまして説明させていただきます。

まず、概要につきまして、資料B-3の1枚目、I N P I T知財総合支援窓口の事業実施体制というものを見ていただければと思います。この事業ですが、いわゆる知的財産に関する様々な相談を、企業や個人の方など様々な方からの相談を一手に受け付ける窓口を運営している事業になります。相談内容はあくまで一般的な出願の仕方とかが主なものではございますが、特に中小企業等の相談につきましては、なぜ出願する必要があるのかといった事業戦略など本質的なところを確認し、それに基づいた支援の在り方というものを考え、単に出願をしたいので出願の仕方を教えるというのではなく、事業戦略と知財戦略、それをミックスした形で支援するような仕組みを構築しております。

そのために、この事業全体を主に3つの事業に分けて実施しております、今回の御審議いただく対象としては、真ん中の窓口運営業務というものでございます。窓口運営業務は、基本的な窓口が各県に1つございます。県内に複数ある窓口もあるのですが、基本的に最低1つ置かせていただきまして、その窓口に来客をしてもらう、あるいは電話を受け付ける、その他、相談員の方が企業に訪問していろいろな相談を受ける、そういうやり方を取っています。そのために、事業責任者と相談対応者、それと事務担当者という体制でさせていただいております。

窓口運営業務は、2年前市場化テストの際、22都道府県で複数応札になりまして、茨城県は辞退のため1年間随意契約しましたが、次の年に複数応札がありましたので、現在23都道府県で複数応札になっているものでございます。

左が窓口相談支援事業で、これは窓口運営業務のサポートということで、中央で2名、各都道府県2名、47都道府県合計で94名を一括採用いたしまして、窓口配置させていただき、窓口の運営と同等の窓口相談を受ける人員を確保し配置するという事業でございます。

その理由としては、当初、窓口運営業務でなかなかいい人材を地方で確保できないということが過去ございまして、このような形で中央一括採用して、配置するということとしております。窓口のサポートのほかにも、企業成長になるような、そういう訪問支援による企業の課題把握、その他、分析とか、そういった形の企業支援になるような、そういう独自の事業というのも来年度やる予定でございまして、主なメインの業務として窓口運営業務のサポートということでございます。

右の窓口機能強化事業ですが、これは窓口運営をまさに機能を強化するという目的で、いわゆる窓口の相談対応者の方への研修を実施することや、窓口で支援をする中で、弁理士、弁護士、ブランド専門家、デザイナー、デザイン専門家などの専門家がさらに企業成長を促すために支援をしております、そのための専門家派遣の運営管理をやらせていただいております。あと、重点支援という形で、さらに窓口からの推薦があった中で、複数の専門家が長期にわたって支援するというようなことも実施しております。その他、窓口事業の分析し、よりよい窓口運営を提案するというような業務を担っているところでございます。

事業全体としてはこのような仕組みになっているところでございまして、協力関係としましては、特許庁、各経産局の知財室、都道府県といった自治体、支援機関といった他の関係機関と連携させていただいております。先ほどの専門家の派遣につきましては、日本弁理士会、弁護士連合会の弁護士知財ネットという組織からも推薦いただきながら運営している、こういった全体概要でございます。

続いて、次のページでございます。前回調達からの主な変更点でございます。これは、B-2の実施要項と両方見比べていただければと思うのですが、まず大きなところとしては、文書としては中の仕様書を見られると結構変わっているかと思うのですが、これは全般的な部分としては分かりやすい表現に直して、理解しやすくさせていただいているつもりでございます。その点に関しては参入をしやすくしたいという意図もございまして、なるべく丁寧に分かりやすく書かせていただいているのが全般的な流れでございます。

その中で特に変わった点といたしましては、1つ目の窓口の設置場所でございます。仕様書、実施計画書上のB-2の全体ページでは33、34ページが該当しますが、常設の支援窓口の設置の書きぶりが幾つか変わっている地域がございます。例えば北海道ですと、民間事業者は北海道内に設置するになっておりまして、その中の34ページ①で常設窓口を札幌市内に1か所設置することと記載させていただいております。ただし、民間事業者側

の工夫によりほかにも窓口を設置することを妨げないというような形で記載させていただいております。

窓口の設置場所については、この事業は、先ほども言いましたように、都道府県の地域経済政策と非常に密接不可分なものになりますので、都道府県の地域経済の産業政策等の関連ともありまして、実は都道府県にヒアリングを、この仕様書を検討する前にさせていただきました。前回2年前の市場化テストを初めてやったときは、都道府県に対してこの点について丁寧な対応をしなかったということもあって、決まった後に都道府県から色々な要望があったということもございましたので、今回は事前にある程度ヒアリングをさせていただき、その要望を踏まえた書きぶりになっております。

窓口の設置場所の表には、B-2の実施要項の60から65ページまでに各県毎に記載しておりまして、例えば北海道であれば札幌市内に設置を、青森であれば青森市内とか、また、県内で特段指定はないという県の要望もあり、それぞれの事情を踏まえて記載させていただきました。

この点については、新規参入の障壁にならないかという観点はありましたが、前回、2年前の入札の結果を見ますと、提案がほとんど県庁所在地ということもありましたので、参入障壁にならないのではないかとこのことで、今回、都道府県の要望を踏まえた設置場所として記載させていただいております。それが大きなところでございます。

2つ目は、仕様書上、35ページ、39ページにコロナ対策のための窓口設備を改めて明記させていただきました。現在では、当然、相談ブースにアクリルパネル設置とか、ウェブ会議システムの導入とか実施済みですが、2年前の仕様書ではそこが明記されておらず、I N P I Tとの協議により実施してきましたが、今回は明確化させていただきました。

3点目、情報セキュリティーの強化、これにつきましては、別紙の仕様書上では38、40とか、46ページなどに記載しておりますが、以前はI N P I Tのセキュリティーポリシーを遵守することとの記載で終わっていましたが、今回、明確化させていただきました。

次のページ、資料B-3の3ページ目、他事業との連携強化、これは仕様書上でいうと、全体では49、50ページに記載しておりますが、ここもある程度私どもの政策的な要望でございまして、特許庁、あるいは経済産業省全般で色々な連携先と積極的に連携を取ることによって、窓口で支援する企業の発展、成長というところに非常に役立つというところから、特に中小企業支援機関ですとか、農水関係ですとか、自治体等の連携を強化すべ

きということを記載しております。

これについても、参入障壁というところの観点ではどうかとありますが、実際、新しい民間事業者も今年度、昨年度、こういった関係機関と非常に御尽力、御努力されまして、非常に連携というのは増えております。政策上こういったことは重要になりますので、次年度以降も、新しい民間事業者に仮になったとしても、その辺はI N P I Tもサポートして実施していきますので、この点は問題なくやれるのではないかというふうに考えているところでございます。

あと最後になりますが、その他のところでございます。民間競争入札への対応といたしましては、私どもの考えとしては、まず1つ目、各自治体で類似事業を行っている民間事業者への声かけをしていきたいと考えております。具体的には相談事業という意味では、他省庁でもこういった相談事業をやっているところもあります。実際に新規参入してきた民間事業者は、他省庁でやっている相談事業をまずはやっておられて、それと私どもの事業が類似しているということで参入されたとも聞いております。4月の事業評価の前にヒアリングを行い、こういった声もあったため、声かけを進めていきたいと思っております。また、ここに書いてあるとおり、おおむね半数ほど複数応札ができたということで、事業実施前の準備経費の一部負担ですとか、概算払いによる事業資金の負担軽減などといった取組を引き続き実施していくことで、新たに複数応札というのが増えるというふうに考えているところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項（案）の説明について、御意見、御質問のある委員におかれましては、御発言をお願いします。よろしいですか。石田副主査、お願いします。

○石田副主査 御説明ありがとうございました。複数応札者が半分程度出てきて非常に良かったと思うのですが、これは複数のところと、1者が続いているところと、何か明確な違いみたいなものはあるのでしょうか。

○高橋部長 新しく参入していただいた民間事業者が2者に対して、3月にヒアリングをさせていただきましたところ、明確には言っておりませんでした。まさに他省庁でやっていた類似の事業をやっていたということから、例えば事務所がそこにあつたとか、あとは、事務所の拠点がその場所にあつたからということで、参入しやすかったと思われま。

ただ、さらに新しい場所はどうですかというお話をさせていただきましたら、ある程度、

窓口の運営ノウハウというのが1年たって分かってきたので、ぜひ積極的に事務所の設置、拠点が無いところであっても事務所をつくったりして運営していきたいような、明確には何件とかそういう声はないのですが、そういったことは聞いているところです。

○石田副主査 ありがとうございます。

細かい点なのですが、実施要項の4ページの確保されるべきサービスの質に関する要求水準というところで、アンケートが別紙1にあって、問11で総合的な満足度というのがあります。3の2の(1)の問11の回答が、要項では「大変良かった」または「良かった」の回答が総回答数のうち80%以上。でも、アンケートは「大変良かった」「良かった」ではなくて、「満足」「やや満足」なんですけど、そごがないですかということ。あと、(2)というのは、有用の評価の判定方法というのが述べられているんですけど、これってそもそも必要なのですかという質問です。お願いします。

質問の趣旨は、(2)でわざわざこの文章を言っているのは、「満足」「やや満足」は、「大変良かった」「良かった」というふうに読み替えるということを書いているのだと思います。最初から「満足」「やや満足」ではいけないのかなというふうに思っただけです。

○高橋部長 分かりました。そこは特にこだわりはないので、シンプルにさせていただきます。「満足」「やや満足」、そこは仕様書を修正させていただきます。ありがとうございます。

○石田副主査 先ほど複数応札者がいないのは事務所がないからという話があったのですが、事務所を置いて、お客様を待っているという業務ということによろしいですか。

○高橋部長 いえ、活動拠点ということで。当然、窓口に来られるお客様もおります。あと、電話で受け付けるというための拠点としてそういう事務所が必要という整理です。ただ、それで終わっているのではなくて、繰り返しになりますけれども、当然企業訪問など、そういった形で活動もしているというようなことでございます。

○石田副主査 積極的に待っているだけではなくて活動、訪問しているということですか。

○高橋部長 はい、そうです。

○石田副主査 それは、リストがあるから訪問するのですか、そうではなくて、リクエストがないけど訪問するのですか。

○高橋部長 リクエストがあって訪問するケースがほとんどなのですが、いわゆる周知活動の一環で、例えば、企業訪問に行って、その足でそのまま帰ってくるのではなく、近くの企業集積地を回って、こういう知財窓口があるとの周知活動もしているケースもあ

ります。

○石田副主査 これは、相談を受ける方は専門のコンサルタントのような方ですね。

○高橋部長 はい、そうです。企業経験3年以上もしくは知財の資格とかを持っている方になります。

○石田副主査 その方たちは、休みがあつて、年間220日ぐらい、稼働率というか、相談というのはちゃんと途切れなくあるものなのですか。

○高橋部長 はい。窓口は平日開いております。時間は窓口で、それぞれの民間事業者の事情なのですが、例えば9時から6時とか、5時とか。

○石田副主査 私の質問は、オープン時間ではなくて、大体相談というのは何件ぐらいあつて、本当にその拠点にあつて、それを有効に活用されているのかどうかというのを伺いたい。今日の日経なんかでも、管理費が膨大だったというようなのもありましたけど、これは、本当に47都道府県にちゃんと1つずつ拠点があつて、それがすごく有効に動いているのか、あるいは、言葉は悪いのですが、稼働率が低いなら、今はウェブもやっているのか、ウェブの体制にしたほうが効率いいのか。だから、相談件数との相対というのですか、それはどうなのですか。

○高橋部長 そこにつきましては、66ページに都道府県別窓口所要数量というのがございまして、ここの左に相談件数というのがございます。これが今年度の実績値に近いものでございまして、相談対応者数というのが6行目に縦書きで、北海道でしたら5人とか、青森ですと2人とかという形で記載しております。それに加えて、先ほど冒頭話しました相談支援事業から、中央から配置されて、プラス2人という体制で運営をされておりました、大体どこの窓口も1人平均500件程の相談を受けております。大阪とかは相談件数が多いので1人当たり700件とかございます。相談件数は最も少ない窓口で1,500件とかとなりますがそれでも、1人年間500件ぐらい対応している整理でございまして、稼働率が低いとは考えておりません。

○石田副主査 分かりました。必要な拠点だということで理解しました。どうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 先ほどのアンケートの修正の件につきましては、実施機関に作成していただいて、後日委員の方々に御報告させていただきたいと思っております。

○事務局 それでは、古笛主査、取りまとめをお願いします。

○古笛主査 今、御意見ありましたとおり、47都道府県という形で今回進めさせていた  
だくのですけれども、前回から話に出ている、ブロックでまとめるということもできるの  
ではないか、これは将来に向けてということで御検討いただけたらと思います。

本実施要項（案）につきましては、御修正いただけるということを踏まえまして、小委  
員会での審議は終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）  
の取扱いや監理委員会の報告資料の作成については、私に御一任いただきたいと思いま  
すが、委員の方々、こういう方向でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古笛主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知  
らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

委員の方々におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務  
局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（独立行政法人工業所有権情報・研修館退室）

— 了 —